

旧官有地（堂地・小社地）に存する 埋葬者不明墓石の移転について

寺田 悟史¹・黒澤 教吉²

^{1,2}利根川水系砂防事務所 用地課 （〒377-8566 群馬県渋川市渋川121-1）

利根川水系砂防事務所における用地取得業務では、山間部やその麓の集落などが事業用地となることが多く、中には多数相続地や所有者が判然としない土地や、土地上に存する物件にも建立の経緯が不明な墓石や建造物などが散見されます。それらの所有者や使用者を特定することは、用地取得業務の中でも時間を要する所であり、その調査手法は職員の経験に拠る所も大きいと感じています。

本稿では、埋葬者不明墓石の調査において、所蔵される資料を最大限活用して補償相手方の特定を行ったので、同様の事案を抱える関係機関への一助となる事を目的として紹介します。

キーワード 所有者不明・墓石・用地取得・改葬手続き

1. はじめに

2023年4月1日より改正された民法により、所有者不明土地の管理・国庫帰属や、相続登記の義務化など、これまで用地取得長期化の要因となってきた問題が、段階的ではあるものの、徐々に整備される事が期待されます。

そのような取り組みはあるものの、利根川水系砂防事務所における砂防事業では、山間部や麓の集落などにおける土砂災害を防止するための砂防施設の施工という性質上、市街地における用地取得よりも、所有者不明土地や、来歴不明の物件（墓石や建造物）が多く確認されています。

所有者や使用者が判然としない土地や物件の場合においても、その相続人や使用者を特定のうえ、土地売買契約や物件補償契約を締結しなければなりません。中には、管轄法務局や市町村に保管された資料だけでは明らかとならない場合もあり、そこから更に踏み込んだ調査を要する必要があります。

本稿では、群馬県南西部に位置する神流川流域における万場地区砂防堰堤群事業において、土地所有者が把握していない埋葬者不明墓石に関する詳細な調査のうえ、使用者の特定に至った事案について、用地取得における同様事案解消の一助となることを目的として紹介します。

2. 万場地区砂防堰堤群事業

利根川水系砂防事務所が施行する万場地区砂防堰堤群事業は、群馬県多野郡神流町に位置する、元地川・涸沢・元地沢の3溪流において、近接する集落を保全対象とした3基の砂防堰堤と、砂防堰堤管理用道路の施工を

目的とした事業です。

調査の対象となった埋葬者不明墓石は、最も墓石基数の多いA地番を中心として4筆に点在し、いずれの土地も事業用地であり、用地取得する必要があることから、墓石の使用者を特定するため、調査を実施することとしました。



図-1 事業概略図【昭和51年撮影 国土地理院】

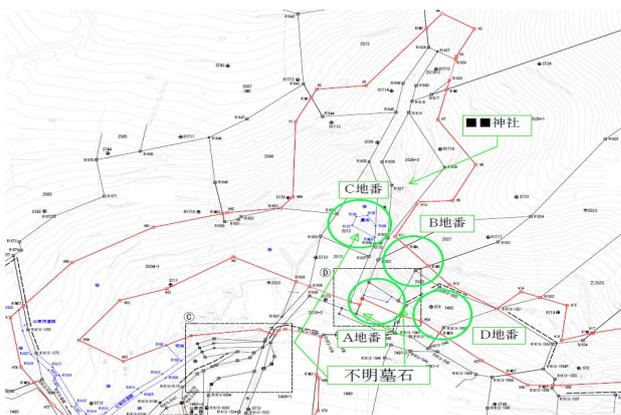


図-2 不明墓石分布図

3. 墓石使用者の調査

(1) 現地調査

現地にて墓石に彫られた文字情報を確認しましたが、風化が進んでおり、戒名を始めとする埋葬者に関する情報は読み取ることが出来ませんでした。墓石の形状から、明治期以前に見られた「廟墓」と呼ばれる家型の墓石や、先の尖った「舟形墓石」、僧職の墓石であることが多い「卵形墓石」であることが確認出来ました。

(2) 墓地台帳の調査

神流町役場が所管する墓地台帳について閲覧調査しましたが、本件4筆の墓地は台帳登録されていなかったため、祭祀の管理者は確認することが出来ませんでした。

(3) 地元・土地所有者への聞き取り調査

上記と並行して、土地所有者への聞き取りも実施しました。不明墓石が分布する4筆には、土地所有者が管理する墓石も別に建立されています。管理墓石以外の墓石類は土地所有者も来歴を把握しておらず、全て埋葬者不明墓石となり、多い所では20基を超える不明墓石が確認されました。土地所有者から得た証言を要約し記載します。

- a) 当該地区には古い墓石が点在している。過去に菩提寺と共に整理しようとしたが、そのままである。
- b) A地番には、過去にお堂が建っていたと聞いたことがある。私の家の墓もあるが、古い墓石は昔からあった。お骨は無いのではないか。
- c) C地番にある古い墓石は、土地に接する道路部に有ったものが崩れて落ちたもの。そのまま並べて管理している状態。
- d) これまでに地区外の人が墓参りに来たことは無いし、他の人からもそのような話は聞いたことも無い。



図-3 現地の墓石

4. 土地の沿革調査

不明墓石に関する現地調査・聞き取り調査等では墓石の使用・所有者等に関する有力な情報は得られませんが、「相当に古い墓石」「昔、お堂が建っていた」並びに「墓参者は皆無」であることの証言から、土地の沿革を調べることで、不明墓石周辺が墓地であった可能性を見出し、その成り立ちに関する手がかりを調査しました。

(1) 旧土地台帳及び附属地図の調査

管轄法務局保管の旧土地台帳（明治22年様式）とその附属地図を調査し、地目や所有者の変遷を確認した所、A地番は、地目欄は「堂地」→「荒蕪地」→「畑」となっており、所有者欄は「官有地」→明治45年「●●寺」（地元菩提寺）と遷移していました。この変遷を見るに、そこに何らかのお堂が建っていたことを示していると考えられます。また、隣地であるB地番も同様に明治44年に、官有地から■■神社へと所有が移っており、その地目を「小社地」としていることから、隣地にも祠のようなものが建っていたことを示しております。

(2-1) 県立文書館所蔵資料の調査（絵図）

管轄法務局以外で、土地の沿革を確認出来る資料として、群馬県立文書館に所蔵される資料を調査しました。所蔵資料のうち、土地に係わるものとして、明治6年4月作成「壬申地券地引絵図」（南甘楽郡生利村）が該当しました。この絵図は、江戸時代までの年貢に代わり、地租を税制とすべく、明治政府が地券の発行を指示し、各村毎に作成されたものです。地番の表記は法務局保管資料とは異なるが、赤く記された道路の形状は大きく変わっていないことから、不明墓石の位置が絵図上でおおよそ判別でき、A地番の位置には「観音堂」と記載され、明治6年には確かにお堂が建っていたことを確認しました。

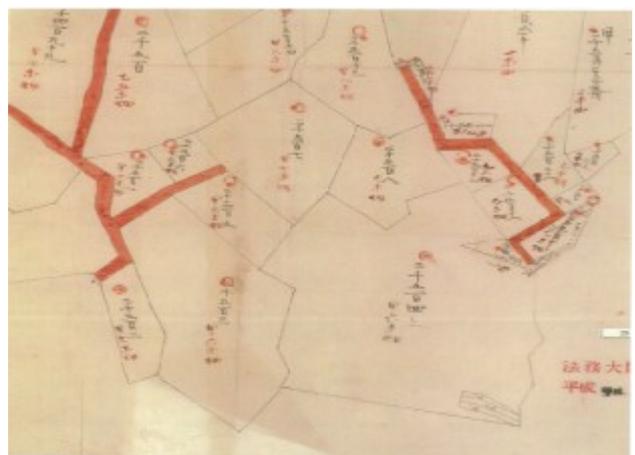


図-4 旧土地台帳附属地図

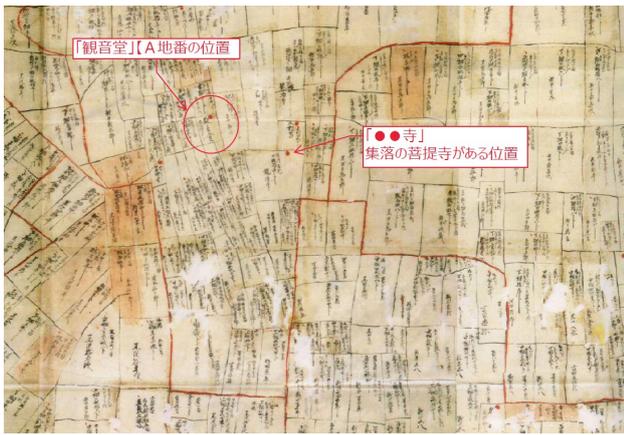


図-5 壬申地券地引絵図

(2-2) 県立文書館所蔵資料の調査（一筆限帳）

土地の沿革調査の更なる資料として、文書館所蔵文書に「官有地地籍一筆限帳」が保管されていたため、こちらも確認しました。一筆限帳は地引絵図よりも若干新しいものと推測される土地に関する帳簿です。

地租改正作業の中で、官有地と民有地を区分しましたが、神社仏閣地である「社地」「寺地」等も一旦全て官有地へと区分され、一筆毎に実測し、帳簿記載されました。この帳簿の地番は、現在の地番と一致し、A地番は「堂地」と記載（明治22年式土地台帳と一致）され、その下に「観音堂」（明治6年式地引絵図と一致）と記載があります。どの記載も、これまでの資料の記載と一致している事から、A地番に観音堂があったことは立証されました。

次に、隣地であるB地番には「小社地」「■■■社」と記載があり、現地に残された「■■■神社」もこの頃にはあった事が分かりました。さらに、B地番の隣接であるC地番は■■■社所有の「畑」として記載され、明治14年に払い下げられ、民有地となっており、現在の土地所有状況と一致しました。

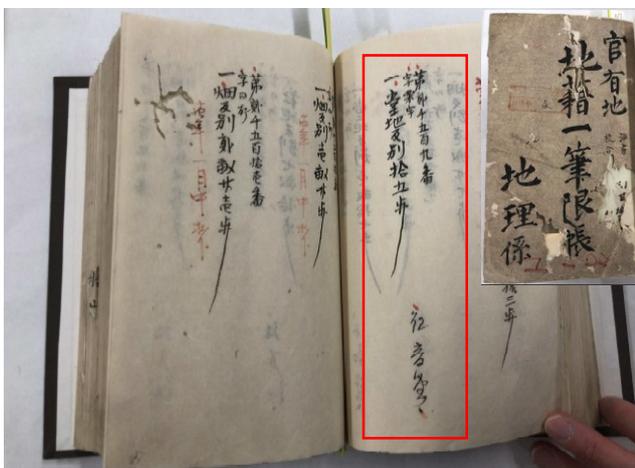


図-6 官有地地籍一筆限帳

5. 調査のまとめ

これまでの調査により、不明墓石が存する土地周辺の成り立ちが見えてきました。観音堂や■■■社といったお堂や祠が建立され、その周囲に墓石群があったと考えられ、明治期の神仏分離以前はこれらは一体として菩提寺や地元で祭祀を執り行っていたと推察されます。

その後、建物は解体され、時代の変遷により、墓石だけが取り残され、現在の土地所有者が実体的に管理している状態になったものと思料しました。

よって、当該不明墓石は、明治期以前から地元全体で祭祀されてきた墓石であると結論づけました。

これらの調査結果について、墓石が存する土地の所有者へ説明した所、それぞれの家の縁者として改葬していただける意思が示され、菩提寺住職も、不明墓石の改葬先を菩提寺の共同墓地とする事も了解され、改葬とは別に墓じまいする際の供養にもご協力いただける事となりました。

6. 墓地使用者（改葬補償相手方）の特定

(1) 墓地の改葬手続きについて

墓地を改葬するためには、「墓地、埋葬等に関する法律」（以下：墓理法）に基づき、墓地の使用者が市町村長の許可を受けなければなりません。

一方、無縁墳墓（死亡者の縁故者が居ない墳墓）の場合では、墓理法施行規則第3条による一般改葬とは異なる特別な手続きが定められており、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する者に対して、1年以内に申し出るべき旨を官報公告し、かつ、無縁墳墓が存する現地に立て札を1年間掲示して公告します。この期間中に申し出が無かった旨を記載した書面を添付した上で、一般改葬と同様に市町村長の許可を受けることとなり、改葬までに相当の期間を要することとなります。

(2) 本件不明墓石の改葬について

不明墓石の成り立ちとその特徴を以下のとおりまとめました。

- 明治期以前からの信仰に基づき祭祀が執り行われてきたものと推察でき、特定の個人が管理してきた墓ではないこと
- 過去から墓参者は皆無であること
- 現在の土地所有者が、自家の墳墓と一緒に管理されていること
- 土地所有者が自家の縁者として改葬する意思を示していること
- 菩提寺住職も過去の経緯を理解し、改葬供養に

協力の意思があること

これらa)～e)を総合的に判断した結果、本件は縁故者が不在墳墓にはあたらないと判断し、土地所有者を墓地使用者と認定のうえ、墳墓改葬補償の相手方として、墓石の供養から移転までをお願いしていく事としました。

現在、地元の皆様の協力により、順調に墓石の移転が進んでいる所です。

墳墓は地域によって、設置形態や管理状況など様々です。今回は、地元の皆様の証言を基に、土地の沿革にアプローチする中で、墓地の成り立ちや性格を明らかに

する事が出来た一例として紹介させていただきました。

最後に、本稿が同様の事案について、解決の一助となる事はもちろんの事、土地の沿革調査が、今後の自分自身の用地業務において活かせるよう、業務に取り組んでいきたいと考えております。

謝辞：

事務所用地課の支援により、これまでに全く知り得なかった調査方法に触れる事が出来ました。ここにお礼申し上げます。